

後見人の職務の内容

1. 財産管理と身上保護

成年後見人等の法律上の職務内容は、本人の「生活、療養看護および財産の管理に関する事務」を行うことです。

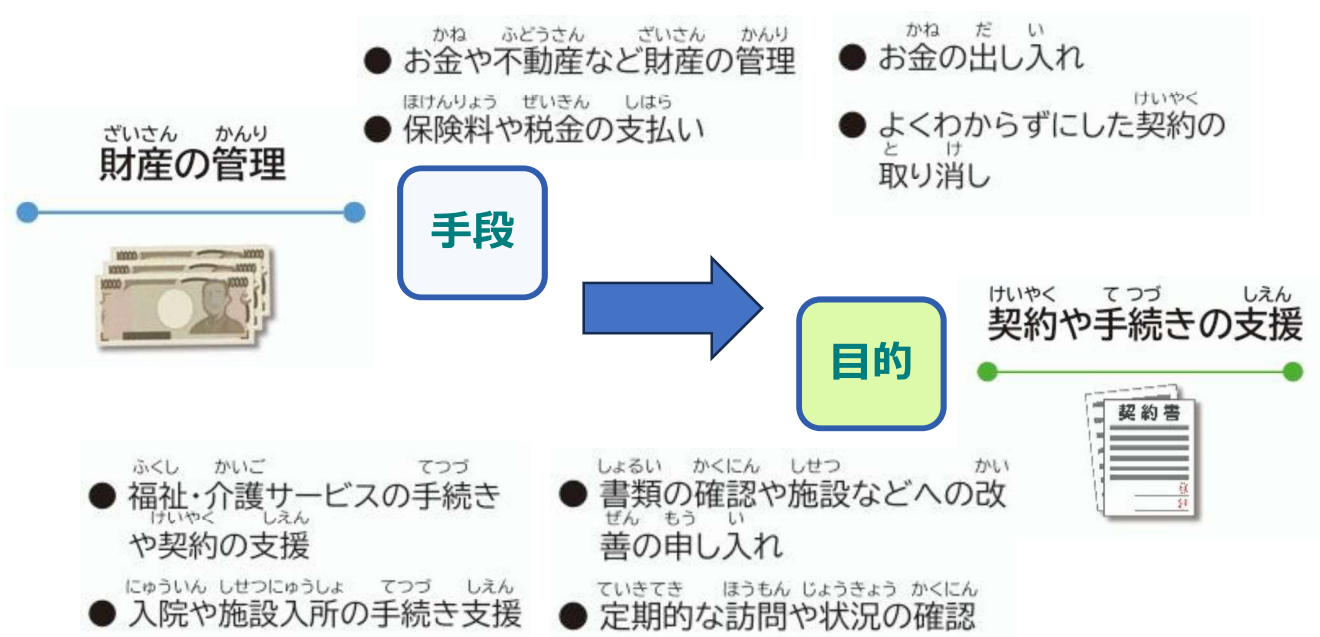
このうち「生活、療養看護に関する事務」のことを「**身上保護**」と呼んでいます（「**身上監護**」ともいいます）。

具体的に、身上保護とは、**本人宅への定期訪問、医療や介護サービス等の契約・変更等、高齢者向け施設等への入退去に係る手続きなどを行うこと**を意味します。

成年後見人等の仕事は大きく分けて「**財産管理**」と「**身上保護**」の2つから構成されていると一般に理解されています。

この点、成年後見人等は財産管理だけを行っていけば十分というわけではありません。

財産管理はそれ自体が目的なのではなく、あくまで本人の身上保護のための手段として行うべきものと考えます。



2. 財産目録と収支予定表の作成

成年後見人は、後見開始の審判の確定後、遅滞なく財産の調査に増手し、1ヵ月以内に財産目録を作成します。またそれと共に、毎年支出すべき金額の予定（収支予定表の作成）も行います。

実務では家庭裁判所が、就任した成年後見人等に対して、初回報告（就任時報告）の形で、期限を設定したうえで、財産目録や収支予定表などの提出を求めています。

なお財産目録の作成が終わるまでは、成年後見人は、急迫の必要がある行為のみを行うことができます。

3. 法律行為と事実行為

成年後見人等が行うべき「事務」とは、財産管理と身上保護に関する法律行為を行うことを意味しています。

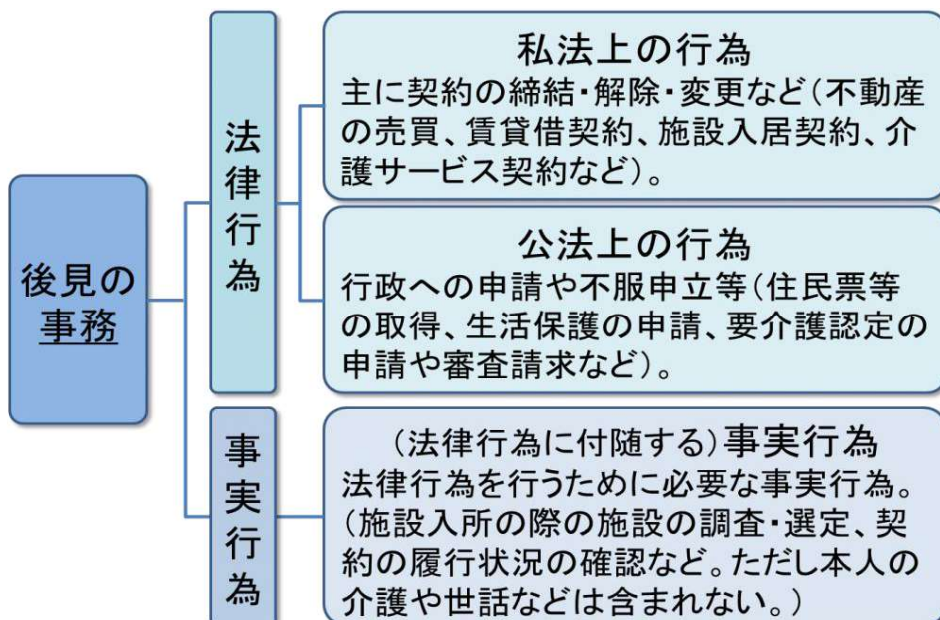
そしてこの法律行為は、①私法上の行為と②公法上の行為の2つに大きく分けることができます。

「①私法上の行為」としては、契約の締結や解除等（不動産の売買、賃貸借契約、施設入居契約、医療・介護サービスの契約など）が挙げられます。

また「②公法上の行為」としては、行政への申請や不服申立て等（住民票等の取得、生活保護の申請、要介護認定の申請や審査請求など）が挙げられます。

成年後見人等が行うべき「事務」とは法律行為を行うことなので、事実行為（本人の介護や世話など）を行う必要はありません。

ただし、法律行為を行うために必要となる事実行為（施設入所の際の施設の調査・選定、契約の履行状況の確認など）については、行う必要があります。



4. 職務上の注意義務（善管注意義務と身上配慮義務）

成年後見人等は上記の職務を遂行するうえで、善良なる管理者の注意義務をもって行うこと（「**善管注意義務**」）が法的に義務づけられています。

さらに成年後見人等には、善管注意義務の具体的内容として「**身上配慮義務**」が課せられています。

つまり成年後見人等は、常に**本人の意思を尊重し、その心身の状態および生活の状況に配慮**しながら、職務を行わなければなりません。

成年後見人等がこの注意義務に違反し、本人に損害が生じた場合、成年後見人等はその損害を賠償する責任を負う可能性があります。

5. 後見人の費用と報酬

成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が選任され、仕事を行うと、通常、事務を行うための経費と報酬が発生します。

また、後見監督人等（成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人）が選任された場合も、同様に経費と報酬が発生します。

これらの費用は、通常、本人（成年被後見人、被保佐人、被補助人）が負担することになります。

(1) 後見人の事務の費用

成年後見人等は、後見の事務を行うために必要な費用（交通費や通信費などの実費）は、直接、**本人の財産から支出**することができます。

また成年後見人等が立て替えた費用を、本人に求償することもできます。

(2) 後見人の報酬

家庭裁判所は、成年後見人等および本人の資力その他の事情により、**相当な報酬を成年後見人等に与える**ことができます。

報酬は、**本人の財産の中から支出**されます。

通常、成年後見人等は、定期的に（通常1年おきに）家庭裁判所に対して後見事務の報告を行い、それと同時に報酬付与の申立ても行います。（報酬が不要の場合は、報酬付与の申立てを行いません。）

その申立てを受けて家庭裁判所は、成年後見人等の仕事ぶりや本人の財産（主に金融資産）の状況などを考慮に入れたうえで、報酬付与の審判を行います。

(3) 後見人の報酬額の目安

通常、成年後見人等には、ベースとなる報酬として「基本報酬」が付与されます。特別の事情があったり、特別な行為が行われた場合、それに「付加報酬」が加えられます。

一般的な相場として、専門職後見人の場合、1ヶ月の報酬額のベースは2万円程度であり、仕事の内容に応じて、それに付加報酬が追加されます。

親族後見人や市民後見人の場合は、専門職後見人の報酬よりも報酬額が低くなる傾向にあります。

※表③成年後見人の報酬の目安を参照

(4) 後見監督人の事務の費用

成年後見人等と同じく、後見監督人等も、その監督事務にかかる費用を、本人の財産から支出することができます。

また、後見監督人等が費用を立て替えた場合、本人に求償することができます。

(5) 後見監督人の報酬と報酬額の目安

成年後見人等と同じく、後見監督人等も、その仕事ぶりに応じて、家庭裁判所の審判により報酬の付与を受けることができます。

通常、後見監督人等は、定期的に（普通は1年おきに）家庭裁判所に対して監督事務の報告を行い、それと同時に報酬付与の申立ても行います。

報酬は、本人の財産の中から支出されます。

一般的な相場として、後見監督人等の1ヶ月の報酬額のベースは1万円程度と言われており、特別な事務等が行われた場合、それに付加報酬が追加されます。

③成年後見人の報酬の目安（参考）

事務内容	条件	報酬額 (月額)	
基本報酬	通常の後見事務を行った場合	管理財産額（本人の金融資産）	
		1千万円以下	1～2万円
		1～5千万円	3～4万円
		5千万円より上	5～6万円
付加報酬	身上保護等に特別困難な事情あった場合	特別困難な事情の例： ・収益不動産が多数あり、その管理が複雑である事案 ・親族間に意見の対立があり、その調整が必要な事案 ・本人の身上保護が困難な事案 ・成年後見人等の不正があり、後任の成年後見人等がその対応にあたる事案	基本報酬額の50%の範囲内で相当額の報酬を付加
		経済的利益額に応じて相当額の報酬を付加（事案の内容に応じて、30%の範囲内で増減することがある）	
	特別な行為をして、被後見人の財産を増加させた場合	特別な行為の例：	
		(1)訴訟 本人が不法行為による被害を受けたことを原因として、加害者に対する1千万円の損害賠償請求訴訟を提起し、勝訴判決を得て、管理財産額を1千万円増額させた場合	増額させた額の約1割前後を付加
		(2)遺産分割調停 本人の配偶者が死亡したことによる遺産分割の調停を申し立て、相手方の子らとの間で調停が成立したことにより、総額約4千万円の遺産のうち約2千万円相当の遺産を取得させた場合	約55～100万円を付加
(3)居住用不動産の任意売却 本人の療養看護費用を捻出する目的で、その居住用不動産を、家庭裁判所の許可を得て3千万円で任意売却した場合	約40～70万円を付加		

* 表は、各近隣の家裁による（成年後見人等の報酬額のめやす）に基づいたものです。